

平成二十五年三月定例会 福祉環境委員会委員長報告

二十五番 小林 秀子でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第一号 平成二十五年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第三款民生費、第一項社会福祉費について二点申し上げます。

一点目は、地域福祉の推進についてであります。

地域福祉計画の推進体制については、各地区の住民自治協議会が主体となつて、地区の実情を踏まえ、その特性に合った福祉活動に取り組んでいただいておりますが、地区によつて取組に差が生じている部分もあるとあります。

都市内分権は、これまでの全市一律の手法ではなく、地域の実情や特性に応じた取組によつて、より良い地域社会の実現を図るものでありますが、地域福祉の推進は市民生活の基本となる分野であり、その推進の取組状況には地域差が生じないようにすべきであります。

ついでには、今後、各地区の推進体制などの実情を正確に把握した上で、関係部署とも連携して適切な支援を行つていくよう要望いたしました。

二点目は、障害者福祉の充実についてであります。

障害者雇用促進法の一部改正により、本年四月一日から障害者の法定雇用率が、民間企業、地方公共団体等で引き上げられます。

そこで、今後は障害者雇用に関連する制度の周知に努め、民間の事業所などに対し、障害者雇用率向上の意識啓発を図るとともに、本市が率先して障害者雇用に取り組むよう要望いたしました。

また、障害者優先調達推進法が、同じく本年四月一日から施行されることに伴い、地方公共団体などは物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等からの優先的、積極的な購入を推進することとなります。

ついでには、今後の調達方針や目標について関係部局とも連携し全庁的な取組としていくよう、併せて要望いたしました。

次に、第四項生活保護費について申し上げます。

本市の生活保護受給者については、平成二十年のリーマンショック以降、失業した稼働年齢層の増加が顕著であります。働くことができる現役世代の一刻も早い自立に

つなげるため、就労支援を積極的に進めることが求められます。

働けない期間の長期化により就労意欲が低下することで、本人の自立の妨げとなるばかりか、その子供世代も保護を受給し続ける貧困の連鎖に陥るおそれがあります。

本市では、これまでも就労支援に力を入れてきましたが、今後より一層の就労支援に努め、生活保護受給者の自立につなげていくよう要望いたしました。

次に、第四款衛生環境費、第一項保健衛生費について三点申し上げます。

一点目は、自殺対策についてであります。

平成二十四年の全国の自殺者数は、十五年ぶりに三万人を下回ったとのことですが、自殺は依然として重大な社会問題であります。

自殺者の約四分の一が自殺未遂の経験者であることから、自殺未遂者に対する適切なケアが大変重要となっております。

現在、自殺未遂者が最初に搬送される救急医療機関に精神科が無い場合の対応として、市では自殺の原因に応じた相談窓口の一覧表を医療機関に配置するとともに、支援を要する人に対する保健師の相談体制を整備するといった対策を講じておりますが、今後は地域における救急医療と精神科医療との連携も必要になってくるものと思われ

ます。そこで、長野県、医師会、関係医療機関などとの連携を更に強め、より効果的な自殺対策に取り組んでいくよう要望いたしました。

二点目は、斎場施設整備についてであります。

新斎場の建設については、大峰及び松代の両斎場共に着実な事業の進捗が図られており、故人の冥福を祈るにふさわしい施設の早期完成が待たれるところであります。

一方、最近では葬儀に対する市民の考え方が多様化し、核家族化も進む中、大勢で故人を見送る形から、家族や近親者のみで見送る形、いわゆる家族葬を望む人が増えてきており、今後この傾向は更に進むことも予想されます。

ついては、市民の人生観、死生観などの変化を注視しながら、民間事業者とも協議の場を設けるなど、官民協力して将来予想される市民のニーズにも対応できるよう、研究、検討していくことを要望いたしました。

三点目は、動物愛護対策についてであります。

長野市保健所では、動物愛護及び処分経費削減の観点から、保護した犬、猫の処分頭数ゼロを目指す取組を積極的に進めております。

保護した犬、猫はできる限り譲渡していくことを方針に掲げ、月一回の譲渡会の開催などに取り組んだ結果、今年度の犬、猫の処分頭数は昨年度の半分にまで減少しております。

本市の処分率の低さは、全国の中でもトップレベルにあり、高く評価するところでありますので、引き続き処分される犬、猫をゼロにすることを目指した取組を推進し

ていくよう要望いたしました。

次に、第二項環境総務費について申し上げます。

市では、新年度、スマートコミュニティ構想事業可能性調査として、地域内でのエネルギーの効率的な利用、災害時の電力供給など、地域でエネルギーを有効活用する社会システムの実現可能性について調査を行う予定であります。

具体的には、中山間地域などからモデル地区を選び、再生可能エネルギーを活用して地域内の電力を賄うことや、バイオマス燃料の生産による経済効果などについて調査するとしております。

このような取組は、単に再生可能エネルギーを生み出すだけではなく、災害時の孤立化対策や地域の活性化にもつながるものと考えますので、地域住民と積極的に協力し推進していくよう要望いたしました。

次に、第三項環境清掃費について二点申し上げます。

一点目は、生ごみ減量対策についてであります。

本市の可燃ごみに占める生ごみの割合は約四割であり、現在、生ごみの減量対策として、市では生ごみ処理機器の購入補助制度に加え、段ボールを利用した堆肥づくり講座などを開催して生ごみの堆肥化による自家処理を推進するとともに、水切りの徹底等による減量を市民にお願いしております。

生ごみの減量は、ごみ総量の減量に大きな効果が期待されるところであります。生ごみの減量には、市民の協力が不可欠であり、地道な啓発活動などの取組が大きな成果につながることから、より効果的な改善を加えながら、引き続き積極的に取り組んでいくよう要望いたしました。

二点目は、ごみ処理施設管理運営についてであります。

長野市清掃センターのごみ焼却業務委託については、参加者の有無を広く確認するため、安全かつ確実な運転管理を確保するための条件を付した上で、参加意思を確認する公募を平成二十五年委託分から実施しております。その結果、今回は応募事業者がなく、プラントメーカー系列の事業者との随意契約となったところであります。

本施設は老朽化が著しいことから、プラントメーカーからの支援と併せ、十年以上の運転管理実績を有することなどを条件とすることは、安全かつ確実な運転を行う上で必要不可欠なものであります。しかし、今回の条件では、多くの事業者が参加できる状況にはならず、競争原理が働かないといった課題も指摘されております。

ついては、他市の状況なども継続して調査し、必要に応じて見直しを行っていくよう要望いたしました。

次に、生活部の所管事項について申し上げます。

長野市民病院については、地域の中核病院として救急医療や高度ながん診療の機能

充実が着々と図られております。

特に、救急搬送については、原則として二十四時間三百六十五日受け入れていることから、今後も救急医療体制をより充実させるため、手術室の更なる増設やヘリポートの機能性向上などの整備計画を、将来を見据えて検討するよう要望いたしました。

次に、環境部の所管事項について申し上げます。

長野広域連合が建設する最終処分場については、平成三十年度を稼働目標として須坂市に建設する計画となっており、埋立可能期間は十五年程度とされており、

最終処分場の候補地を選定してから稼働するまでには、相当の期間が必要であり、現計画施設が稼働した十五年後には新たな最終処分場が建設されていなければなりません。

については、ごみ処理の安定した体制を将来にわたり確実に確保するために、次の最終処分場の候補地選定について、長野広域連合の関係市町村と早期に検討を開始するよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第三号 原油高騰に対応した緊急対策を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「前回、福祉灯油の補助が実施されたときと比べ、この冬の値上がり幅が少ないという理由で実施されていないが、実際の灯油価格は前回よりも高い状況にある。価格の上昇は、人の命に関わる問題であり、社会福祉法人の経営を圧迫している問題として考えてほしい。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「原油価格の上昇は為替変動によるところが大きく、それにより利益を得る人と不利益を被る人が社会の各層にいますので、そういった観点で考えていく必要がある。前回は国も対策を講じたが、今回は特別な動きも無い。また、ここへ来て、灯油価格は少し下がったと聞いている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第四号 難病患者への見舞金給付制度存続を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を得て、請願の提出理由について意見を聴いた上で審査を行いました。

まず、採択すべきものとして、「障害者総合支援法の内容に未確定な部分があるにもかかわらず、その法律の施行などを理由に見舞金制度の廃止を決めたことや、社会福祉審議会からの答申の前に、この内容について当事者への説明を行わなかったことは問題である。市は、答申の内容が実情に合っていないことを問題として捉え、見舞

金廃止については一旦白紙に戻し、当事者の意見も聴いた上で再検討してほしい。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「本制度は難病が多数ある中で、一部の疾患患者のみを対象としていることから、残念ながら不公平感があるとの意見もあり、社会福祉関係者や市民公募の委員から成る社会福祉審議会の答申は重く受け止めるべきである。患者にいかに寄り添うかということが大切で、医師だけでは対応できない部分であり、患者は不安を感じている。今後、相談会などを充実させる予定もあるので、適切に実施してほしい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、継続審査中の平成二十四年請願第二十八号 長野医療圏の北部と南部に新たに一か所ずつの救命救急センターを指定することを求める請願及び請願第二十九号 長野医療圏に二か所目の救命救急センターを指定することを求める請願について申し上げます。

以上、二件の請願については、一括して審査を行いました。

両請願とも採択すべきものとして、「県の新たな保健医療計画の中で、北信地域の救命救急センターについて、今後の配置の在り方を検討すると明記された。現在、北信地域の救命救急センターは長野赤十字病院しかないが、更に拡充して皆さんが安心して生活を送れるようにしてほしい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、請願第二十八号及び請願第二十九号について、それぞれ採決を行った結果、請願者の願意を酌み、共に全員賛成で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。